

## 第1回京都市共同参画社会推進施設指定管理者選定委員会摘録

【日 時】 平成26年7月22日（火） 午後3時30分から午後5時5分まで

【場 所】 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 2階 セミナー室A

【出席者】 委員 有田 耕介（税理士）  
委員 表 真美（京都女子大学発達教育学部教授）  
委員 高村美津子（市民公募委員）  
委員 山本 智也（京都ノートルダム女子大学生活福祉文化学部教授）

＜五十音順 敬称略＞

【傍聴者】 7名

- 【次 第】
- 1 開会
    - (1) 委員紹介
    - (2) 委員長の選出・副委員長の指名
  - 2 指定管理者制度及び各施設の概要について
    - (1) 指定管理者制度概要
    - (2) 京都市男女共同参画センター概要
    - (3) 京都市青少年活動センター概要
    - (4) 京都市百井青少年村概要
  - 3 指定管理者の選定方法について
  - 4 指定管理者の募集要項について
    - (1) 京都市男女共同参画センター募集要項
    - (2) 京都市青少年活動センター募集要項
    - (3) 京都市百井青少年村募集要項
  - 5 指定管理者選定スケジュールについて
  - 6 閉会

### 【内 容】

#### 1 開会

互選により表委員を委員長に推薦，表委員長が山本委員を副委員長に指名

#### 2 指定管理者制度及び各施設の概要について

##### (1) 指定管理者制度概要

質疑なし

##### (2) 京都市男女共同参画センター概要 資料4

○京都市男女共同参画センターは中京青少年活動センターとの複合施設ということであるが、類似施設のように思えるトレーニングルームとフィットネスルームとの管理を別々に行っているのはなぜか。

\*トレーニングルームにはトレーニング用器材があり、ボクシングやバーベルなどが利用できる。また、フィットネスルームには鏡が配備されており、エアロビクスやダンスができる。類似施設のようにはあるが、それぞれ使用目的が異なる。

○管理が別々であるということは、受付も異なるということか。

\*トレーニングジムは中京青少年活動センター、フィットネスルームは男女共同参画センターが管理することになるため、受付が異なる。

\*中京青少年活動センター、若者サポートステーション、トレーニングルームについては、中京青少年活動センターの指定管理者が管理することになる。なお、レストランは別業者が管理することになる。

○利用者が混乱するということはないか。

\*ないと考えている。

### (3) 京都市青少年活動センター概要 資料5

○すべての施設で、23歳以上31歳未満の利用状況がゼロになっているのはなぜか。

○23歳以上31歳未満の方が全く利用していないというわけではなく、23歳以上31歳未満の方が個人利用をしていないということではないか。

\*23歳以上31歳未満の方が、単独で会議室等を利用することがないということである。23歳以上31歳未満の方も団体利用などで施設を御利用いただいております。事業参加欄にカウントされている。

### (4) 京都市百井青少年村概要 資料6

○百井青少年村は学校単位での利用となるのか。また、一般の方の個人利用もできるか。

\*学校単位など団体での利用のほか、個人での利用もできる。例えば、小学校は夏休みの林間学校として、個人ではキャンプ等で利用いただいている。

## 3 指定管理者の選定方法について

事務局から公募による選定を説明。異議なし。

## 4 指定管理者の募集要項について

### (1) 京都市男女共同参画センター募集要項 資料7

○29ページの(5)の「施設の管理運営への市民参加」について、利用者アンケートやモニター調査の実施による満足度や苦情等の把握との記載があるが、今回の募集の段階で行う必要があるのか。

\*次期指定管理期間において実施していただくことになる。利用者アンケート等を実施することで、利用者へのサービス向上に努めていただければと考えている。なお、現在の指定管理者も毎年実施しているものである。

○前回の募集要項からの変更点はあるか。

\*大きな変更点はない。ただし、市民、NPO、大学等との連携が求められる時代であることから、次期指定管理者も、そうした視点も踏まえて事業実施していただきたいと考えている。

○2ページ(6)の「現在の指定管理者の決算額」について、平成25年度の決算額が前年度から増加しているのはなぜか。また、委託料の上限額が年額1億8,000万円とのことであるが、決算額の推移をみると十分な額と考えるがいかがか。

\*光熱水費や人件費の上昇のため、平成25年度決算額が増加している。平成26年度の決算額は、消費税増税の影響により約1億8,000万円と見込んでおり、次期指定管理委託料は妥当な額と考えている。

○指定管理委託料7億2,000万円は大事な税金から支払われることになるため、利用者に施設を有効活用していただかなければならない。報告書などは提出してもらっているか。

\*人件費、施設管理費、光熱水費に関する報告書のほか、各講座や相談事業に関する報告書も提出していただいている。また、事業については、指定管理者からの提案も受けながら、利用者のニーズに合うようにしている。

○17ページの「男女共同参画を取り巻く状況は、刻一刻と変化を見せており」という表現はよいと思う。

\*男女共同参画を取り巻く状況は、変化してきていることから、情報の収集や研究を日常的に行い、センターの管理運営に反映していただきたいと考えている。

○17ページの「業務従事者の配置基準」について、センターに館長を置くことになっている。青少年活動センターには館長がないようであるが、何か基準があるのか。

\*ウィングス京都の場合、女性施策の顔となる方として、本市の意向を踏まえた館長を選んで配置している。

\*各青少年活動センターには所長を配置しており、指定管理者の中から選んでいる。なお、他都市も本市と同様に、青少年活動センターには所長を配置し、運営している。

○男女共同参画センターの平成25年度決算額は、1億7,359万9,981円となっているが、残額はどうなっているのか。

\*本市からの支出1億8,000万円に対する決算額を記載している。残額については、特定準備資金として積立てている。

○6ページの指定候補者の選定方法について、「応募しようとする者は選定委員会の委員との接触を禁じる」旨の記載があるが、「応募しようとする者」とは代表者という意味か。あるいは、その団体に属する者まで含むのか。また、「接触」とは、研修等の講師をすることも禁じているのか。

\*「応募しようとする者」とは、その団体に属する者まで含んでいる。また、「接触」については、指定管理選定に係る便宜供与を禁じているものであり、研修等の講師まで禁じるものではない。

○必要に応じて実地調査を行うとは、どういうことか。

\*複数の団体から応募があり、書類だけでは判断しにくい場合に、応募者が運営する男女共同参画推進施設及びそれに準じた施設等を調査するものであり、事務局が行う予定である。実地調査の内容については、第2回の委員会で報告させていただく。

○経費削減のために、大阪府は男女共同参画センターと青少年活動センターを統合しているが、京都市はいかがか。

\*男女共同参画の推進については、今後も充実していくべき施策であると考えており、現時点において、統合による経費削減をすることはない。

## (2) 京都市青少年活動センター募集要項 資料8

○前回の募集要項からの変更点はあるか。

\*平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本市では10月から「京都市子ども・若者総合相談窓口」や「京都市子ども・若者支援地域協議会」を設置するなど、総合的な支援を行っている。引きこもりやニートといった困難を有する青少年は、推計ではあるが市内に各8,000人近くいると言われていることから、課題に直面する若者に対する支援に関してこれまで以上に取り組む必要があるため、募集要項14ページ(2)に盛り込んでいる。また、評価基準としても考えている。

○ニートのほか、DV家庭で育つ子供へのフォローも必要である。DVは外部から見えにくいという特徴があるので、そうしたことにも取り組んでいただきたい。

\*引きこもりやニートのほか、最近では子供の貧困の問題が言われている。本市においても、生活保護世帯の中学3年生を対象にした学習支援の取組を、各行政区の福祉事務所とユースサービス協会がタイアップして実施している。DV家庭で育つ子供へのフォローについても意識して取り組んでいきたい。

○DV家庭で育つ子供に対する支援は必要ではあるが、さまざまな課題に「DV」も含まれるので、要項に盛り込まなくてもよいと考える。

○発足当初から比べて、青少年活動支援はかなり変化しているのではないか。

\*以前と比べて青少年の置かれている状況は変わってきているため、青少年活動センターにおける幅広い支援が重要と考えている。

## (3) 京都市百井青少年村募集要項 資料9

○前回の募集要項からの変更点はあるか。

\*次期指定管理から、利用料金制を導入したいと考えている。これまでの使用料は本市の収入としていたが、今後は指定管理者の収入となる。

○利用料金制を導入するということは、委託料が減少するという事でよいか。また、なぜ利用料金制を導入することにしたのか。使用料の決定権はどこにあるのか。

\*約120万円の指定管理委託料が減少する見込みである。また、指定管理者の収入とすることで、事業者に対してインセンティブが働き、百井青少年村の活性化にもつながるため、利用料金制を導入することにした。使用料の決定権は市にある。

○百井青少年村の平成25年度決算額は916万円であるが、この金額で運営できているのか。

\*本市からの支出は916万円であるが、実際の運営経費は916万円以上かかっており、赤字部分は事業者が補填して運営している。青少年活動センターについても同様である。

○野外施設は大事であると考えているが、最近の子供達は、あまり自然体験ができておらず、林間学校も嫌がる子供が増えていると聞いている。百井青少年村で子供達が自然体験できるようにになればよい。

\*各小学校に対しては教育委員会を通じて、百井青少年村を利用していただけるように周知を行っている。

○花脊山の家はよく知られているが、百井青少年村は市内小学校の団体利用もあるのか。

\*いくつかの小学校では、花脊山の家と百井青少年村も同時に御利用いただいている。

## 5 指定管理者選定スケジュールについて 資料10

事務局から選定スケジュールについて説明。各委員の了解をいただいた。